

第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の 改定について

1. 改定の主旨・背景

第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づいて市町村における一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理に関する目標および施策等の基本的事項を定め、取組を推進するための計画です。

令和4年3月に策定した本計画について、点検、評価、見直しを行うため、令和8年度から令和9年度の2か年で中間見直しを実施するものです。

※現計画では、ごみの減量が進んでいない場合に、令和7年度および令和11年度に施策の見直しをすることとしていますが、現状において、ごみの減量が進んでいることから、中間年度に見直しを実施するものです。

【部長会議〈重要報告〉（令和7年5月28日）、議会ポスティング（令和7年5月29日）】

2. 計画期間

現行計画：令和4年度から令和14年度まで（11年間）

3. 改定にあたっての視点

(1) 根拠法令と関連計画との整合

計画策定にあたっては、「草津市総合計画」を最上位計画とし、「草津市環境基本計画」や国や県等の廃棄物関連の法律に基づく計画等と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

(2) 特徴

- ・施策の推進により毎年度の目標値を達成していることから、「ごみの組成調査」や「市民アンケート」等を踏まえたごみ量の再推計と目標値の再設定等を行います。
- ・令和元年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条において、「市町村は、基本方針および滋賀県食品ロス削減推進計画を踏まえて食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、今回の中間見直しに併せて第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の一部に、新たに食品ロス削減推進計画を位置づける必要があります。

4. 改定に向けた体制

第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定作業の円滑な推進を図るため、学識経験のある者2名、公募委員を含む市民を代表する者4名、事業所を代表する者3名、関連行政機関の職員1名で構成する、「草津市廃棄物減量等推進審議会」において、一般廃棄物の発生の抑制、再利用および再生の促進による廃棄物の減量化および適正な処理に関する基本的事項について、専門的、総合的な見地から、市長の諮問に応じて審議し、答申をいただきます。

5. 市民参加の手法

計画策定にあたっては、市民や事業者のニーズや課題の把握のために、市民アンケート調査や事業所アンケート調査を実施するとともに、公募委員を含めた草津市廃棄物減量等推進審議会では計画案を検討のうえ、パブリックコメントを実施します。

6. スケジュール

【令和8年度】審議会3回開催

- 4月 ・庁議付議〈策定方針〉
- 4月 ・議会報告〈策定方針〉 予定
- 7月～3月
 - ・策定方針
 - ・アンケート実施
 - ・ごみ組成調査実施
 - ・ごみ量推計

【令和9年度】審議会3回開催

- 4月～10月
 - ・重点施策、一般施策検討
 - ・施策反映後のごみ量推計
 - ・計画素案作成
- 11月 ・庁議付議〈中間協議〉
- 12月～1月
 - ・議会報告〈中間協議〉
 - ・庁議付議〈パブリックコメント実施〉
 - ・議会報告〈パブリックコメント実施〉
 - ・パブリックコメント実施
- 2月 ・庁議付議〈計画策定〉
- 3月 ・議会報告〈計画策定〉

※計画策定期間が2か年となることから、施策等の検討状況に応じて、令和9年11月の中間協議までに、庁議付議〈協議〉および議会報告〈協議〉をさせていただく場合があります。